

## ブライトコーブ・サービス利用規約

お客様（以下「ユーザー」といいます。）は、ブライトコーブ株式会社（以下「ブライトコーブ」といいます。）が提供するブライトコーブ・サービス利用に関し、ブライトコーブ・サービス利用規約の各条項に同意していただきます。

1. **ブライトコーブ・サービス** ブライトコーブ・サービス（The Brightcove Service）は <http://www.brightcove.co.jp> に詳述されたオンデマンドのウェブホスティングサービスであり、そのサービスを通じてユーザーはユーザーのコンテンツをアップロード、管理、配信することができます。ここで「ユーザー」および「ユーザーの」とは、ユーザー、ユーザーの代理人および／またはユーザーの代理として活動する任意の者を意味します。ユーザーのブライトコーブ・サービスの使用条件は、このブライトコーブ・サービス利用規約の規定、およびユーザーが署名してブライトコーブに交付した、その他の許諾されたブライトコーブ注文書（インターネットを通じて電子的に同意した電子データを含みます。以下同じ。）またはブライトコーブ販売代理店注文書（以下「注文書」）に規定された追加条件（ブライトコーブ・サービス利用規約と注文書に規定された追加条件を総称して「本契約」）によって定められるものとします。

「コンテンツ」とは、ユーザーがブライトコーブ・サービスにアップロードする任意の形態のあらゆるコンテンツ、データ、マークまたは情報を意味します。ブライトコーブ・サービスの一部として提供される、オンラインの制作インターフェース（以下「P/I」）を通じて、ユーザーはユーザーのコンテンツの、管理または配信の方法について選択することができます。また、ユーザーは、ブライトコーブが許す範囲内で、ユーザーの選択を変更することもできます。ただし、いかなる場合においても、ブライトコーブ・サービスのデータベースに記録された P/I におけるユーザーの最後の選択をユーザーの選択に関して紛争が生じた場合の最終的な根拠とすることに同意します。

2. **サービスへのアクセス** ユーザーのアカウントへのアクセスは、ユーザーが選択した本人確認情報（ID）とパスワード（以下「ID 等」）により制限されるものとします。ユーザーは、

ユーザーのアカウント（以下「ユーザー・アカウント」）で発生するすべての活動について責任を持つものとします。ユーザーの ID 等の紛失、盗難または不正使用の事実の通知をブライトコーブが実際に受けないかぎり、ブライトコーブは何らの問い合わせを行なうことなく、ユーザーの ID 等の提示を信頼し、その ID 等がユーザーのブライトコーブ・サービス利用を許可するのに十分なものと認める権利を持つものとします。

### 3. **ユーザーの義務**

(a) **使用上の制限** ユーザーは、(i) いかなる違法または非合法的な方法により、またはいかなる違法または非合法的な目的のためにもブライトコーブ・サービスを使用しないこと、および、

(ii) ブライトコーブ・サービスを妨害したり、混乱を生じせしめるいかなる活動も行なわないことに同意するものとします。ブライトコーブは、コンテンツが本契約または適用される法律を遵守しているかについて定期的に調査したり、監視することはなく、ブライトコーブはそれらを行なう義務を負いません。前記にかかわらず、ブライトコーブは、法を守るために、またはエンドユーザーもしくはブライトコーブ・サービスが重大な損害を被ることを防ぐために、ブライトコーブ・サービスへのユーザーのアクセスおよび／またはその利用を一時的に差し止める権利を有するものとします。ただし、その場合、ブライトコーブは、かかる違反または危害の生じているブライトコーブ・サービスの一部のみを一時的に差し止めることができるものとします。

(b) **支払義務** ユーザーは、適用される注文書に定められた支払条件に従って、注文書に定められた料金を支払うものとします。支払期限を15日以上過ぎても支払わない場合には、ブライトコーブは、ブライトコーブ・サービスの全部または一部のサービスを一時的に差し留める権利を持つものとします。ただし、これは、ユーザーに事前にその旨を通知し、5日以内に事態を修正する機会を与えることを条件とします。

4. **ブライトコーブの義務** ブライトコーブは、(a) 本契約および適用される注文書に従ってブライトコーブ・サービスを運営し、ユーザーに提供すること、ならびに (b) 本契約において明示されたその他のあらゆる義務を履行することに同意します。

5. **期間** 本契約の期間（以下「本契約期間」）は、発効日より開始します。本契約期間は、本契約または適用されるいずれかの注文書に従って早期に終了する場合を除き、発効日から1年間とし、その満了日から起算して60日以前までにいずれかの当事者から他方の当事者に対して更新をしない旨の通知をしないかぎり、毎年自動更新されるものとします。

6. **トライアル・アカウント** 本契約の他の規定に関わりなく、ユーザーがブライトコーブ・サービスの提供のために適用される注文書に署名してブライトコーブに交付し（インターネットを通じて電子的に同意したものを含みます。）、ブライトコーブがこれを受託するまでの間、またはブライトコーブがこれを受託しない限り、本契約に基づいて設定された全てのユーザー・アカウントは、トライアル・アカウントとして取り扱われるものとします。ブライトコーブは、その裁量により、トライアル・アカウントの使用について適切な制限を課すことができるものとします。ユーザーは、ブライトコーブ・サービスを商業的に利用するために、またはコンテンツを公けに公表したり配布するために、トライアル・アカウントを使用することはできないものとします。各トライアル・アカウントは、初めて開設された日から30日が経過した時点で自動的に抹消されます。ユーザーがトライアル・アカウントが抹消されるまでの間に、ブライトコーブ・サービスの提供のために適用される注文書を交付した場合（インターネットを通じて電子的に同意した場合を含みます。）、(i) ブライトコーブは、トライアル・アカウントを商業的ユーザー・アカウントに移行するものとします。また、(ii) 本条の制限は、ユーザー・アカウントの使用には適用されず、ユーザー・アカウントの使用条件は、本規約と適用ある注文書に定められる条件に従うものとします。さらに、(iii) 本規約第5条に定められた期

間は適用ある注文書の発効日から開始するものとします。

7. **解除** いずれの当事者も、(a) 他の当事者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受けるか、または自ら申し立てたとき、または (b) 他の当事者が本契約の重大な違反を犯し、当該違反を構成する事実を指摘した文書による通知を行ってから30日以内にかかる違反が治癒されないときは、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除され、または本契約期間満了に至ったときは、本契約の下で与えられたすべてのライセンス許諾は自動的に終了するものとします。何らかの理由によって本契約が終了した場合（ブライトコーブが本契約の重大な違反を犯し、かかる違反が治癒されなかったことによる解除の場合を除く）、本契約の下におけるすべての未払料金と支払われるべき費用は、期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

8. **権原** 本契約当事者間において、ブライトコーブはブライトコーブ・サービスに関するすべての権利、権原および利権を所有します。本契約は、ブライトコーブ・サービスに関するいかなる所有権もユーザーに移転するものではなく、本契約に定める取り消し可能な限定的ライセンスをユーザーに許諾するにすぎないものとします。

#### 9. **ライセンス**

(a) **ブライトコーブ・サービス使用ライセンス** 本契約に定めるところに従い、ブライトコーブはユーザーに対して、日本国内でブライトコーブ・サービスを利用する、限定的、（本契約の条項に基づく）取消可能、譲渡不能、及び、非独占的ライセンスを許諾します。ユーザーに対して明示的に付与されていないすべての権利は、ブライトコーブとそのライセンサーに留保されるものとします。ブライトコーブが明示的に許可し、またはブライトコーブ・サービスによって明示的に許可されていないかぎり、ユーザーは (a) ブライトコーブ・サービスまたはその一部をもいかなる第三者に対しても、サブライセンス、再販売、譲渡、配布または商業的な不当使用、または利用をさせてはならず、また (b) ブライトコーブ・サービスを改変したり、それに基づく派生商品を作ったり、ブライトコーブ・サービスをリバースエン

ジニア、逆コンパイルまたは分解してはならないものとしします。

(b) コンテンツへのライセンス P/I を介して行なったユーザーの選択に基づき、ユーザーはブライトコーブに対して、ブライトコーブがコンテンツに関する必要な行為を行い、本契約に従ってブライトコーブ・サービスを提供するために限り、(本契約条項に従い) 取消可能な、(本契約に定める場合を除いて) 譲渡不可能な、非独占的、無償の、全世界的ライセンスを許諾するものとしします。なお、ブライトコーブが本契約に従ってブライトコーブ・サービスを提供するために、コンテンツその他をウェブホスト、保存、エンコード、再生および/または配信する場合であっても、両当事者は、ユーザーが提供するいかなるコンテンツに関して、本契約に従ってブライトコーブ・サービスを提供するため以外の目的で、ブライトコーブが法的に権原を持つことはないことに同意します。

#### 10. 表明及び保証

(a) ブライトコーブ・サービス ブライトコーブは、本契約に定められた権利義務を履行し、かつ本契約に従ったライセンス許諾を行うために必要なすべての権利、承認、ライセンス、同意および許可を完全にかつ無条件に所有し、または取得していることを表明し、保証します。

(b) コンテンツ ユーザーは、(i) 本契約に定められた権利義務を履行し、かつ本契約に従ったライセンス許諾を行うために必要なすべての権利、承認、ライセンス、同意および許可を完全にかつ無条件に所有し、または取得していること、(ii) コンテンツ、および、ユーザーによって承認されている範囲での、ブライトコーブ・サービスを介したその利用、および/または配信は、直接・間接を問わず、いかなる第三者の権利も侵害せず、また悪用することにならないこと、(iii) 前記のすべてに関連するいかなる費用も支払済みであり、その費用に関する支払について全責任を持っていることを表明し、保証するものとしします。

11. 補償 本契約においてユーザーが行なうあらゆる表明、保証または誓約に関する違反の嫌疑または実際の違反から生じる、またはそれに関連する、あらゆる第三者からのクレーム、損害、

債務、コストおよび経費(合理的範囲の弁護士費用と訴訟経費を含む)(以下それぞれを「クレーム」と呼びます)に対して、ユーザーはブライトコーブおよびブライトコーブの役員、従業員、代理人、関連企業、継承者および譲受人等を補償し、防御し、損害を与えないことに同意するものとしします。

本契約においてブライトコーブが行なうあらゆる表明、保証または誓約に関する違反の嫌疑または実際の違反から生じる、またはそれに関連するあらゆる第三者からのクレームに対して、ブライトコーブはユーザーまたはユーザーの役員、従業員、代理人、関連企業、継承者および譲受人を補償し、防御し、損害を与えないことに同意するものとしします。

12. 免責事項 本契約において明示的に記述されている場合を除き、ブライトコーブはユーザーに対して、特定の目的に対する適性、商品性、適用性その他について、明示的もしくは黙示的ないかなる表明または保証もいたしません。本契約において特に明示されている場合を除き、ブライトコーブ・サービスは現状有姿にて提供されています。ブライトコーブは、ブライトコーブ・サービスが中断・中止しないことを保証しません。

13. 責任の制限および除外 いかなる場合においても、いずれの当事者も他の当事者に対して、本契約のいずれかの条項の履行または不履行に起因する、収入または期待された利益の損失または取引の損失を含む、間接的、偶発的、特別または懲罰的損害に対しては、(そのような損害が生じ得ると予め警告をされていた場合であっても)その責任を負わないものとしします(そのような損害を第三者が負った場合も含む)。いかなる場合においても、ブライトコーブはユーザーに対してブライトコーブ・サービスの1カ月当たりの基本請求額を超える額については責任を負わないものとしします。

14. 不可抗力 天災、内乱、暴動、その他の不可抗力、またはブライトコーブもしくはユーザーの責に帰すことができない事由によるブライトコーブ・サービスの全部または一部の履行不能、障害、遅滞等については、ブライトコーブはその責任を負担しないものとしします。

15. **守秘義務** いずれの当事者も、他方当事者の事前の文書による承諾を得ないかぎり、他の当事者の機密情報を開示してはならないものとします。「機密情報」には、(a) すべての知的財産、(b) 財務情報（価格を含む）と事業情報、および(c) 秘密である旨表示されたその他の情報を含みますが、それらに限られません。機密情報には、ユーザーまたはブライトコブが守秘義務に違反することなく公知となった情報、および

(i) 機密情報へのアクセスなく独立的に、合法的に開発または取得したもの、(ii) 法律によって開示を要求されたものを含まないものとします。

16. **ブライトコブによる宣伝広告** ブライトコブは、ユーザーがブライトコブ・サービスを利用している事実、利用目的及び利用方法等を、ブライトコブ・サービスの広告宣伝のために、ウェブサイトやその他の媒体に掲載することができるものとします。

17. **通知** 本契約において要求されるすべての通知は必ず書面（電子メールを含む。）によって行われるものとし、手交、電子メール、書留郵便（郵送料を前払い、受領証の返送を求めたもの）または Federal Express その他公知の速達事業者（送料は全て前払とする）により送達され、ユーザーに対してはブライトコブに届け出た住所宛に、ブライトコブに対しては〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 3-1-19、恵比寿ライトビル 2階、ブライトコブ株式会社、代表取締役社長宛に送られるものとします。

18. **その他** (a) **譲渡**：いずれの当事者も事前に他方当事者の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行または本契約上のいかなる権利または義務をも譲渡してはならないものとします。

(b) **合併または買収**：前記(a)項にもかかわらず、いずれかの当事者に、合併、買収その他の支配権の移転が発生した場合には、他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、支配権移転の生じた当事者は本契約を譲渡することができる

ものとし、その場合、本契約当事者およびその承継人、被譲渡人らを拘束し、かつそれらの者に対し効力を有するものとします。(c) **準拠法及び管轄**：本契約は、日本国の法律に従って解釈されるものとします。本契約またはブライトコブ・サービスに関して紛争を生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(d) **権利放棄の効果**：いずれかの当事者がある条項の1つの違反または不履行を追求する権利を放棄しても、その後の同じ条項または他の条項についての違反や不履行を追求する権利を放棄したとはみなされないものとします。(e) **存続**：本契約の条項のうち、その性質上、終了後も存続するものは、それら条項が履行されまたはその趣旨が満たされるまで有効であるものとし、関連する承継人や被譲渡人にも適用されるものとします。

(f) **書面による修正**：本契約の条項その他条件の変更・修正は、明示的かつ特定の作成された書面により両当事者が合意しない限り（インターネットを通じて電子的に同意した場合を含みません。）効力を有しないものとします。(g) **部数及び送達**：本契約書は複数部作成しこれを締結することができますが、それら全部が同一の契約書とみなされ、各当事者がそれぞれ署名して、相手方の当事者に送達されたときに有効となります。ファックスまたは電子メールによる送達及びインターネットを通じた電子的な同意も署名された文書の現物の送達と同様に有効であるとみなされます。(h) **統一化・修正**：本契約は、本契約に定められた事項に関する当事者間の合意の全てを構成するものであり、それ以前に当該事項に関して当事者間に存在したすべての合意に置き換わり、両当事者の権限ある代表者が署名した文書（インターネットを通じて電子的に同意したものを含まず。）によってのみ変更し得るものとします。

(i) **依拠の不存在**：いずれの当事者も、本契約に明示的に示されたもの以外、いかなる当事者またはその代表による、供述、表明または約束に依拠したものではないものとします。